

超高速ブロードバンド基盤整備への支援策について

政策提言先 総務省

政策提言の要旨

現在、国においては、平成27年を目処に全世帯で超高速ブロードバンドの利用が可能となるよう、「光の道」構想の実現に向けて取り組んでいるところです。

この「光の道」構想を実現するためには、現在行われている公設に対する支援に加えて、民設に対する支援も必要であることから、以下の内容について提言します。

【政策提言の具体的内容】

超高速ブロードバンド未整備地区を抱える市町村が、民間事業者による超高速ブロードバンド整備に対する財政支援を行う場合において、当該市町村への支援（特別交付税措置、地方財政措置（過疎債・辺地債の適用）等）の創設を提言します。

【政策提言の理由】

国においては、平成18年1月に策定した「IT新改革戦略」を実現するため、「地域情報通信基盤整備推進交付金」と「ブロードバンド・ゼロ地域解消事業」を実施し、公設・民設の両面からブロードバンド・ゼロ地域の解消に向け取り組んできましたが、これらの支援策は、全国的にブロードバンド整備がほぼ完了したことから、平成22年度をもって終了しています。

現在は、平成27年を目処に全世帯で超高速ブロードバンドの利用が可能となるよう「光の道」構想の実現に向けて取り組んでいるところであり、この構想の実現は、中山間地域を多く抱え、全国に先駆けて過疎化・高齢化の進む本県におきましても、医療、福祉、教育等住民の生活の様々な分野における有効活用が期待されます。

総務省では、この「光の道」構想の実現を加速させるため、「光の道」整備推進事業（情報通信利用環境整備推進交付金）による支援を行っているところですが、同事業は市町村が事業主体（公設）となることを前提としており、財政基盤の脆弱な市町村においては、施設の維持管理や設備の更新に要する経費負担などへの懸念から、民設による整備を望んでいる市町村があります。

このため、現状の公設に対する支援と合わせて、民間事業者による整備に対して市町村が財政支援を行う場合に、当該市町村への支援の創設を提言します。

超高速ブロードバンドの整備率（H23.9月末時点）全国平均：95.1%、高知県：77.5%

【高知県担当課室】文化生活部情報政策課、総務部市町村振興課